

夜間における青少年の興行場への入場規制を見直しました。

和歌山県青少年健全育成条例及び規則を下記のとおり改正しました。
(施行日：平成31年4月1日)

※ 興行場とは、カラオケボックスや映画館、インターネットカフェ、ゲームコーナー、ボーリング場、バッティングセンター、スポーツ観戦場、コンサート・ライブハウス等の音楽会場、演劇場などをいいます。

○ 主な改正内容

現行

保護者同伴の有無にかかわらず、18歳未満の青少年の夜間（22時～4時）の興行場への入場を禁止しています。

改正後

保護者同伴で、15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した青少年（高校生相当の青少年）に限り、夜間の興行場への入場を可能とします。

※ 高校生相当の青少年とは、当該年度（4月1日から翌3月31日までの間）に16歳に達する青少年をいいます。

○ 掲示表記の変更について

興行場が夜間に営業を営む場合は、入場規制に関する掲示を行わなければいけません。

（違反した場合は、10万円以下の罰金）

条例改正に伴い下記のとおり掲示内容の変更が必要となります。

（同条例施行規則第13条）

これまでの掲示内容に

「ただし、保護者が同伴する〇年4月1日以前に生まれた方を除きます」

を追記してください。

この「〇」部分には、当該年度（4月1日から翌年の3月31日までの間）内に年齢が16歳に達する誕生日を記載してください。

例）平成31年度（平成31年4月1日から翌3月31日までの間）であれば、
「平成15年」又は「2003年」

注1）誕生日の記載については、「元号」又は「西暦」どちらでも結構です。

注2）「〇」部分を毎年4月1日に書き換える必要があります。（掲示文全体を替えなくても、当該部分をシール等で修正してもかまいません。）

注3）掲示は縦書きでも横書きでもかまいません。

和歌山県青少年健全育成条例により、午後十時から、翌日午前四時までの間は、18歳未満の方の入場は固くお断りいたします。ただし、保護者が同伴する〇年四月一日以前に生れた方を除きます。

100cm以上

青少年について学生証等による年齢確認を徹底してください。
保護者については、必要に応じて運転免許証等により確認をお願いします。

← 30cm以上 →